

シリーズ10

食の安全

食品表示基準(案)を批判する

鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村 幹 雄

7月7日に公表され、8月10日までパブコメに付された食品表示基準(案)(以後、「本案」)には、その内容と進め方に問題がある。本案は、「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」の三法に分かれている食品表示制度を一元化した「食品表示法」に基づく新たな食品表示制度の基準を定めるものである。

単純に現状を統合する(いわゆる「ホッキス留め」)のか、消費者や事業者の要求を取り入れて、改定も同時に行うのか、これが第1のポイントである。たとえ、改定するとしても、現状をキチンと統合したもの(消費者庁内部で共有され、非公開であっても構わない)をベースとして、改定されるべきものである。著者は、消費者庁の従来の説明から、「現状通り」と理解していたが、本案が現状を大きく変えるものであるので、驚愕している。

食品添加物の保存の方法について、「常温で保存する旨の表示については、記載を省略することができる」とされているが、これはパブコメ案にも出てこない。そもそも、食品衛生法第19条に定められた表示基準については、同法第21条に基づき、厚生労働大臣が作成する食品添加物公定書(現在は第8版「G表示基準」)に記載されることになっているが、この部分についても「食品表示法第4条」の表示基準へと改められた。したが

って、公定書の規定も改廃する必要がある。食品衛生法関係は消費者庁のいう「5基準」の廃止・統合ではなく、「6基準」になるのではないか。

本質的なところで言えば、食品衛生法第4条で、「添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう」とされ、専ら食品の製造、加工、保存の目的で使用されるものである。消費者庁の担当者が説明会で述べた「バザーのようなところで……」は、食品衛生法に基づく販売の用に供する添加物の規制に馴染まないのではないか。そもそも、販売の用に供する添加物の表示に関しては、食品の製造、加工、保存の目的で使用されるにあたって食品衛生上必要な情報を提供するものである。食品関連事業者と食品関連事業者以外を区分する必要はない。さらに、食品衛生法第5条で、「販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む)」とされ、無償であろうが不特定又は多数の者に対する授与は、販売と同様の規制を受けると解されてきた。このように、販売の用に供する添加物に係る規制については、現状との齟齬が生じないか懸念がある。

薬事法で規制する医薬品及び医薬部外品を除く全ての喫食について、食品衛生法が担っている。食品衛生法の表示にかかる全ての基準はそのまま

移行される必要があり、一点の欠落も許されない。一方、JAS法は、特定の食品に適用されることから始まり、年月を掛けて横断的な基準まで作られた。当初から全食品に適用されるものではなかった。健康増進法も全食品に適用されるものではない。JAS法をベースにしようとしたことが、本案が「分かりにくい」ものになった最大の原因である。著者は、一元化検討会でも、食品衛生法をベースにして、JAS法や健康増進法の必要な部分を加味すべきと主張してきた。

各条に目を転じれば、各種の矛盾がある。これが第2のポイントである。例えば、「ナトリウム無添加」は、「食塩相当量」の表示を求めることと矛盾する。やるなら「食塩無添加」だと思う。そもそも、「着色料無添加」、「保存料無添加」という「無添加商売」は、公正な商取引と言い切れないので、消費者庁はこれを規制する方向ではなかったのか。

また、食品の原材料と食品添加物を区別して記載させることは問題である。そもそも「専門家の意見を聞いて、厚生労働大臣が指定した食品添加物が安全ではない」ので、食品と区別して記載させるのか。欧米では「食品添加物」とされているものが、日本では「食品扱い」とされており、国際的な整合性に欠ける例が多い。大きなタンクに耳かき1杯の抹茶、本当はクチナシ色素で着色した食品の表示、量の少ない抹茶を先に、はるかに量の多いクチナシ色素を後に表示する。不正表示を助長する制度をなぜ継続させたいのか。

さらに、アレルギーについては、「科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない」とされた。「抗原性が認められない」と比べれば、大きな開きがある。厚労省のアレルギーの検知法の評価にかかわった経験からすれば、100倍ほどの濃度差があるかもしれない。同一の基準の中での異なる2つの文言は現場の混乱を生み、アレルギー患者の減少に寄与するものではない。

未だに成案が公表されず審議が不十分と思える「食品の新たな機能性表示制度」、巷では「弁当トクホ」とも揶揄されているが、これも本案に盛り

込むとのことである。これが、第3のポイントである。そもそも3法の現状維持(ホッキス留め)であるはずで、消費者団体が遺伝子組換えや食品添加物の表示制度の改定を求めたことに対して、消費者庁は、そう答えてきたのだから、まずは、現状を維持する食品表示基準を告示し、新しいことは、その後の基準改正でやればよいのではないか。新しさを求める必要はなく、確実に、公正・公平にスタートすべきと考える。

次に、進め方についての問題が第4のポイントである。委員の人選にしても、例えば、食品添加物の専門家が消費者委員会の表示部会やその下の調査会にも入っておらず、不正確な議論に終始した。また、委員への資料配布が遅いし、事前配布資料と当日配布資料との内容が大幅に異なるものもあった。こうしたことが原因で、徹底した議論がなされなかった。議事が紛糾し、運営の問題も露呈した。傍聴した際に唖然とし、思わず「それは違うだろう」と発言しそうになった。

7月8日の消費者委員会で了承された「下部組織の会議運用の在り方に関する申し合わせ」は、議長の権限を不必要に強化し、各界の代表として、公の場での意見表明を役割とする構成員(委員、オブザーバー、他)に対して、礼儀に欠けるものである。また、資料提出による意見表明に対して、時間規制を設け、提出できるかどうかの判断を議長に委ねるとされたが、消費者庁の事前配布資料と当日配布資料に齟齬が見られる中で、提出時間制限を設けること自体、主客転倒と言わざるを得ない。

消費者委員会の委員の一人一人が、「消費者目線とは何か」、「消費者・国民が期待する消費者委員会とは何か」、消費者委員会発足時の理念に、今一度、率直に立ち返ることを求めたい。欠陥商品である食品表示基準案の問題とともに、消費者目線とは言えない消費者委員会の姿勢の問題に、引き続き取り組んでいきたいと思っている。

(8月2日に大阪で開催された消費者問題リレー報告会で報告した)